

# インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザにかかった場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

**インフルエンザの場合は「発症した後5日を経過し、かつ 解熱した後2日を経過するまで」**

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校する事ができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。(下表の例4、例5参照)

発症日は、インフルエンザ様症状(38度以上の発熱等)が始まった日です。

美濃加茂市の小中学校では、インフルエンザに限り、出席停止用紙の提出を求めることはしません。(しかし、医療機関のご厚意で記入いただいた出席停止用紙は受け取らせていただきます。) 医師にインフルエンザと診断を受けた場合には、早急にご連絡ください。その際、症状などをおうかがいしますが、ご協力をお願いいたします。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあります。自己判断で登校した場合、学校での感染と流行が心配されますので、必ず医師の判断、指示と出席停止基準に従って静養してください。

## インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出停	出停	出停	出停	出停	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出停	出停	出停	出停	出停	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出停	出停	出停	出停	出停	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出停	出停	出停	出停	出停	出停	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出停	出停	出停	出停	出停	出停	出停	登校可能

※その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。